

資料5

取扱注意

宮城県上工下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)

実施方針（案）

令和元年●月●日

(令和元年 10 月 28 日版)

宮城県

はじめに

宮城県は、水道用水供給事業（大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業）、工業用水道事業（仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業）、流域下水道事業（仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業）の3事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業として、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を実施することを計画している。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)実施方針」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の定めに基づき、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

【目次】

第 1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
1.1.1 事業の名称	1
1.1.2 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3 事業の背景・目的	1
1.1.4 基本運営方針	2
1.1.5 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等	3
1.1.6 事業方式	5
1.1.7 運営権設定対象施設	7
1.1.8 本事業の業務内容	7
1.1.9 事業期間	13
1.1.10 事業の費用負担	14
1.1.11 運営権対価	15
1.1.12 料金及び維持管理負担金	15
1.1.13 運営権者が収受する料金及び維持管理負担金	16
1.1.14 運営権者収受額の定期改定	17
1.1.15 運営権者収受額の臨時改定	19
1.1.16 改築	21
1.1.17 運営権者が受領する権利・資産	23
1.1.18 県から運営権者への職員の派遣	23
1.2. 特定事業の選定方法に関する事項	23
1.2.1 選定基準	23
1.2.2 選定結果の公表	24
第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	25
2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	25
2.2 事業者選定のスケジュール	25
2.3 優先交渉権者の選定手続	26
2.3.1 委員会による審査	26
2.3.2 審査方法	26
2.3.3 審査結果の公表	27
2.3.4 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	27
2.3.5 競争的対話等の実施	27
2.4 応募者の参加資格要件	27
2.4.1 応募者の構成	27
2.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	28

2.4.3	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	30
2.4.4	応募企業又は代表企業に求められる要件	30
2.5	優先交渉権者選定後の手続	30
2.5.1	基本協定の締結	30
2.5.2	S P Cの設立	30
2.5.3	優先交渉権者による運営準備行為	31
2.5.4	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続	31
2.5.5	運営権の設定	31
2.5.6	実施契約の締結	31
2.5.7	運営権者譲渡対象資産の譲受	32
2.5.8	事業の開始	32
2.6	提案書類の取扱い	32
2.6.1	著作権	32
2.6.2	特許権等	32
2.6.3	提案内容の矛盾について	32
2.6.4	提案内容の履行義務について	33
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .	34
3.1	本事業の前提条件	34
3.1.1	県の契約等の承継	34
3.1.2	県が実施する業務への協力	34
3.1.3	県が実施する施設の統廃合等	34
3.1.4	下水汚泥の処理	35
3.1.5	指定廃棄物の管理	35
3.2	リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	35
3.2.1	不可抗力	35
3.2.2	瑕疵担保責任	36
3.2.3	特定法令等変更	37
3.2.4	特定条例等変更	37
3.2.5	需要の変動	37
3.2.6	物価の変動	38
3.2.7	国補助金制度の変更等	38
3.2.8	第三者損害	38
3.2.9	県が遂行する業務に起因する事象	38
3.3	対象事業におけるサービスの水準	38
3.3.1	水道用水供給事業	38
3.3.2	工業用水道事業	38
3.3.3	流域下水道事業	39

3.4 実施状況のモニタリング	39
3.5 要求水準違反時のペナルティ	39
3.6 保険	39
3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	40
3.7.1 運営権の処分	40
3.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分	40
第 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	42
4.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項	42
4.1.1 水道用水供給事業	42
4.1.2 工業用水道事業	44
4.1.3 流域下水道事業	45
4.2 土地の使用に関する事項	46
第 5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	47
5.1 実施契約に定めようとする事項	47
5.2 疑義が生じた場合の措置	47
5.3 管轄裁判所の指定	47
第 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	48
6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	48
6.1.1 運営権者事由解除	48
6.1.2 県事由解除又は終了	48
6.1.3 不可抗力解除又は終了	49
6.1.4 特定法令等変更解除	49
6.2 金融機関又は融資団と県との協議	50
第 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	51
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	51
7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項	51
7.3 その他の措置及び支援に関する事項	51
第 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	52
8.1 本事業に関連する事項	52
8.1.1 本事業の実施に関して使用する言語及び通貨	52
8.1.2 提案書類の作成等に係る費用	52
8.1.3 情報提供	52
8.2 実施方針に対する質問の受付	52
8.2.1 受付内容	52
8.2.2 受付期間	52
8.2.3 提出方法	52

8.2.4	意見に対するヒアリング	52
-------	-------------------	----

別紙 1 用語の定義

別紙 2 P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性

別紙 3 リスク分担表

別紙 4 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

第 1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 特定事業の事業内容に関する事項

1.1.1 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

1.1.2 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

1.1.3 事業の背景・目的

宮城県（以下「県」という。）企業局は、現在、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の3事業（以下「3事業」という。）の運営を行っている。

平成30年度において、水道用水供給事業では、県内35市町村のうち25市町村に対し日量約26万 m^3 の水道用水を、工業用水道事業では、仙台港地区及び内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に日量約9万 m^3 の工業用水を供給し、流域下水道事業では、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川・北上川下流・迫川・北上川下流東部の7流域合計で日量約29万 m^3 の下水処理を行っている。

3事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであるが、社会環境の変化を受け、厳しい経営環境に直面している。

ひとつは、人口減少社会の進展により、今後、水道用水供給事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になることが想定される。また、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、今後20～30年先には管路の本格的な更新が始まるほか、流域下水道事業についても、同様に設備及び管路の大規模な更新需要が見込まれている。加えて、県職員数の減少により、専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題として挙げられている。

このような経営環境においても、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっている。

県では、このような状況から、県が引き続き最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、及びこれらの事業と処理区域が重複する仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業について、3事業を一体とし民間の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技

術革新等を可能とする「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するものである。さらには、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法を期待するものである。

1.1.4 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、県が公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第2条第7項¹に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4号²に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める基本運営方針を以下に示す。

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は、3事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行う。また、短期的視点に埋没せず、長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで、県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して、長期にわたる本事業の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

2) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

運営権者は、性能発注の考えに基づき、自らの責任と判断において県が定めた要求水準を満たす具体的内容を定め、適切に施設運営を行う。

また、運営権者は、公共サービスとしての3事業の重要性を認識し、施設運営について、本事業の事業期間（以下「本事業期間」という。）にわたり新たな技術や運営ノウハウの活用等により不断の見直しを行い、質の向上と効率化を達成する。

3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

運営権者は、県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して、長期的な事業計画、運営状況及び経営状況のほか、サービスの品質を持続的に満足するための業務プロセスや人材育成等について情報公開を行い、説明責任を果たす。

4) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献

運営権者は、地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

¹ 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

² 第9条第4号 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）

1.1.5 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

1) 法令

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- ・ 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）
- ・ その他関係法令

2) 条例

- ・ 宮城県公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
- ・ 宮城県建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号）
- ・ 宮城県都市計画法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 91 条）
- ・ 宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）
- ・ 宮城県公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）
- ・ 宮城県自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）
- ・ 宮城県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年宮城県条例第 40 号）
- ・ 宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）
- ・ 岩手県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）
- ・ 宮城県布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 3 号）
- ・ 宮城県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）
- ・ 宮城県暴力団排除条例（平成 24 年宮城県条例第 60 号）
- ・ 宮城県屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）
- ・ 宮城県文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）
- ・ その他関係条例

1.1.6 事業方式

本事業は、PFI法第16条³の規定に基づき、運営権者に対して運営権設定対象施設（1.1.7に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業とする。

1) 運営権の設定

水道用水供給事業の「大崎広域水道」,「仙南・仙塩広域水道」,工業用水道事業の「仙塩工業用水道」,「仙台圏工業用水道」,「仙台北部工業用水道」,流域下水道事業の「仙塩流域下水道」,「阿武隈川下流流域下水道」,「鳴瀬川流域下水道」及び「吉田川流域下水道」（以下「9個別事業」という。）ごとに、以下の9つの運営権を設定する。

表 1 設定する運営権

運営権	対象区域
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等 ⁴ を除く）に設定される権利	栗原市，大崎市，富谷市，松島町，大和町，大郷町，大衡村，加美町，涌谷町，美里町
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式 ⁵ （管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，富谷市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，富谷市，七ヶ浜町，利府町，大和町
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，名取市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町

³ 第16条 公共施設等の管理者等は、選定事業者³に公共施設等運営権を設定することができる。

⁴ 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「管路等」とは、場外等の管路、弁室（空気弁、手動弁が設置されている弁室）、マンホール、ハンドホール、弁きよ、鉄蓋、管路上にある手動弁、水管橋及びトンネルをいう。

⁵ 低区調整池及び高区調整池における小水力発電施設は含まれない。

運営権	対象区域
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）に設定される権利	大崎市，大和町，大衡村，加美町
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設 ⁶ 及び処理施設）の一式 ⁷ （管路等 ⁸ を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，亶理町
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	大崎市，美里町
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	富谷市，大和町，大郷町，大衡村

なお、対象とする9個別事業については、一体的な運営を図るため、同一の者により運営されることを前提としている。

2) 公共施設等運営権実施契約

運営権者は、**本事業**を開始する前に、県との間で、PFI法第22条第1項⁹に定め

⁶ ポンプ場（マンホールポンプを含む）、流量計及び管路をいう。

⁷ 消化ガス発電施設は含まれない。

⁸ 流域下水道事業における「管路等」とは、場外の管路、マンホール、マンホール蓋及び管路上にある手動弁をいう。

⁹ 第22条第1項 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 派遣職員（第78条第1項に規定する国派遣職員及び第79条第1項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに関し必要な事項

五 その他内閣府令で定める事項

るところにより、実施契約を締結しなければならない。

なお、実施契約については、運営権単位ごとではなく、本事業全体について一つの実施契約書を締結する。

1.1.7 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は以下に掲げるものとし、立地等は4.1に示す。

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

1.1.8 本事業の業務内容

本事業の範囲は、以下の1)から3)に掲げるものとする。運営権者は、運営権に基づいて実施する業務¹⁰のほか、実施契約及び要求水準書の定めに従って、本事業に係る全ての業務を実施する。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

¹⁰ 運営権設定対象施設の運営等に含まれる業務をいい、1.1.8の1)乃至3)に掲げる業務においては、1)のうち①、②、④（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）及び⑥（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）、2)並びに3)のうち①（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）の業務をいう。

運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務¹¹を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。委託等を行う上で運営権者が遵守すべき条件及び手続は、要求水準書（案）及び実施契約書（案）に示す。

1) 義務事業

① 経営に関する業務

- ・ 事業計画¹²の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 情報公開及び説明
- ・ 料金の収受
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ 地域貢献

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 水道用水供給事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質試験¹³及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土¹⁴の適正処理¹⁵
- ・ 受水市町村との調整・対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含

¹¹ 経営に係る企画・管理業務等とする予定である。

¹² 経営、改築、維持管理に対する計画をいう。

¹³ 水道法第20条に基づく水質検査は、県が実施する。

¹⁴ 浄水発生土の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁵ 有効利用及び適正な処理・処分をいう。

む) の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

B) 工業用水道事業

a) 維持管理業務¹⁶

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視, 運転操作, 制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
- ・ 工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の修繕

b) 改築業務¹⁶

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

C) 流域下水道事業

a) 維持管理業務

¹⁶ 仙台北部工業用水道事業における門沢取水堰, 芋沢沈砂池, 麓山浄水場における着水井及び管理棟の維持管理業務及び改築業務は, 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産(取水施設, 導水施設, 浄水施設及び送水施設)の一式(管路等を除く)に設定される権利に係る維持管理業務及び改築業務に含まれる。

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの汚泥¹⁷の適正処理¹⁸
- ・ 流域関連市町村との調整・対応
- ・ 河川・海岸管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- ・ 交付金の申請への協力及び会計検査への協力

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務¹⁹

- ・ 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の維持管理業務
- ・ 工業用水道事業における使用水量の測定業務
- ・ 流域下水道事業における吉田川流域下水道事業大和・富谷ポンプ場建物の維持管理業務
- ・ 流域下水道事業における大雨時及び地震発生時の県と連携した一部の管路の点検調査

¹⁷ 汚泥の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁸ 運営権者は，仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。消化ガスに係る条件は，要求水準書（案）に示す。

¹⁹ 運営権設定対象施設以外で，県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については，県が行うものとする。

④ 本事業用地²⁰及び運営権設定対象施設等²¹の保安等に係る業務

- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設の保安
- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設の環境保全

⑤ 土地，建築物及び工作物等貸付業務²²

- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地，建築物及び工作物等貸付業務
- ・ 県が指定する者への有償での土地貸付業務

⑥ 関連業務

A) 水道用水供給事業

- ・ 県の要請に応じた水質計測機器²³の保守点検・修繕・改築

B) 工業用水道事業

- ・ 工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
- ・ 県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務

C) 流域下水道事業

- ・ 県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理
- ・ 県の要請に応じた大雨時洪水対応
- ・ 研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力²⁴

2) 附帯事業

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減，収益発生，環境負荷低減等の効用が発揮される事業²⁵のことをいう。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

²⁰ 運営権設定対象施設が立地する土地をいう。

²¹ 「本事業用地及び運営権設定対象施設等」の「等」とは、第二受水テレメータ室が立地する土地，第二受水テレメータ室，大和・富谷ポンプ場が立地する土地及び大和・富谷ポンプ場建物をいう。

²² 運営権者は、県及び県が指定する者が引き続き使用する運営権設定対象施設が立地する土地並びに当該土地上の建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて貸し付け、又は使用させるものとする。実施契約書（案）に示す条件に基づく土地貸付業務により収益が発生した場合には、運営権者に帰属する。

²³ 本事業開始までに県が設置する予定の機器である。

²⁴ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

²⁵ 附帯事業における収益は運営権者に帰属する。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条²⁶に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

①本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下「県内市町村等」という。）が事業主体である水道事業、下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場合、運営権者は協議に応じなければならない。

²⁶ 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設²⁷の維持管理業務

1.1.9 事業期間

1) 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日から20年を経過する日が属する年の末日（1.1.9-2）の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4年1月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和23年12月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県及び運営権者が協議により1.1.9-3）の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

詳細は、実施契約書（案）に示す。

3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する年の末日とする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する年の末日を超えることはできない。

4) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

①運営権

²⁷ 民間事業者が所有し、運営する、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを用いる発電施設であり、運営権者は、当該発電施設の所有者である民間事業者との合意により、当該発電施設の維持管理業務を受託することができる。

本事業終了日に、運営権は消滅する。

②運営権設定対象施設の引渡し

本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。

なお、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す。

④本事業に係る運営権者が所有する資産等

県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる。

なお、買取の方法等については、実施契約書（案）に示す。

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地内に所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地については、本事業終了日に公有財産貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、県又は県の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

⑤業務の引継ぎ

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担²⁸により、本事業が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない。

1.1.10 事業の費用負担

運営権者は、以下1)～3)及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

²⁸ 県及び県が指定する者において発生する費用の負担を求めるものではない。

流域下水道事業における改築に係る費用²⁹は、実費精算³⁰を行うものとする。

2) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担
法令等又は県条例若しくは県の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。

3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する³¹。

1.1.11 運営権対価

運営権者は、本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を、本事業開始前の県が指定する期日までに一括して県に支払うものとする。

県は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する運営権対価の返還は行わない。また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、合意延長に係る対価の追加的支払請求を受けることはない。

なお、県は、9個別事業ごとの運営権対価³²を募集要項等公表時まで示す。

1.1.12 料金及び維持管理負担金

1) 料金及び維持管理負担金の定義

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金とは、公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号）第6条³³における料金をいう。

流域下水道事業における維持管理負担金とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2³⁴の規定に基づく維持管理に要する費用の市町村の負担金をいう。

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金及び流域下水道事業における維持管理負担金を総称して、「料金等」という。

2) 料金及び維持管理負担金の收受

²⁹ 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。

³⁰ 実費精算は、改築発注単位で行う。

³¹ ただし、研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

³² 運営権対価は、固定額であり、優先交渉権者選定手続きにおける審査項目としない。

³³ 第6条 水道用水供給事業又は工業用水道事業の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

³⁴ 第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

本事業期間中、受水市町村、工業用水使用者及び流域関連市町村が支払う料金等については、業務分担に応じた額を県及び運営権者がそれぞれ収受し、運営権者は、業務分担に応じた額を PFI 法第 2 条第 6 項³⁵に規定する利用料金として収受するものとする。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、運営権者が収受する料金等を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した運営権者が収受すべき料金等を一定期間保管し、運営権者に送金する。

なお、県は、3.5に示す要求水準違反違約金及び6.1.1 - 2)に示す契約解除違約金が発生したときは、自ら保管する運営権者が収受すべき料金等を、当該違約金に引き当てることができる。

3) 料金及び維持管理負担金の定期改定

県は、料金等の定期改定を行う³⁶。定期改定により設定された料金等が継続して適用される期間をそれぞれ「料金期間」という。

1.1.13 運営権者が収受する料金及び維持管理負担金

1) 運営権者収受額の提案

県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込³⁷及び県が本事業期間にわたり本事業を継続した場合の費用見込額を提示する。

応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体³⁸にわたって義務事業及び付帯事業の実施に必要となる額（以下「運営権者収受額」という。）を、9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者収受額は、県の提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとし、応募者は、運営権者収受額の提案に当たって、運営権者収受額の構成項目毎の内訳を示すこととする。

³⁵ この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第16条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

³⁶ 料金等の定期改定は、令和6年度、令和11年度、令和16年度及び令和21年度に行うことを予定している。

³⁷ 実施契約に県が提示する水量見込は、事業環境の著しい変化が発生しない限り、優先交渉権者選定に当たって県が提示する水量見込から変更しないものとする。

³⁸ 本事業期間を20年間として提案するものとし、1.1.9 - 2)の規定により本事業期間が延長される場合を想定しないものとする。

表 2 運営権者収受額の構成

構成項目	説明
ア) 人件費	給料, 手当, 賃金, 報酬, 法定福利費及び退職給付費をいう。
イ) 薬品費	薬品に係る費用をいう。
ウ) 動力費	事業用資産の稼働に係る動力源(電力等)に係る費用をいう。
エ) 修繕費	事業用資産の修繕に係る費用をいう。
オ) 保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用をいう。
カ) 廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用をいう。
キ) 償却費 ³⁹⁾	改築に係る資産の減価償却費をいう。
ク) 資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費をいう。
ケ) その他営業費用	通信運搬費等, 上記ア)～ク)に区分されない営業費用をいう。
コ) 公租公課	運営権者に係る税金等をいう。
サ) 事業報酬	支払利息, 配当等をいう。

2) 運営権者の料金等の収受

運営権者は、本事業期間を 20 年間として運営権者収受額を均等割した月次の運営権者収受額（以下「月次運営権者収受額」という。）を基準額として、水量実績に応じて調整を行った額⁴⁰⁾を、毎月、運営権者が収受すべき料金等として収受する。料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額については、1.1.14 の規定に基づき需要⁴¹⁾の変動及び物価の変動等の影響を考慮した定期改定を行うほか、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合には、1.1.15 の規定に基づき臨時改定を行う。

1.1.14 運営権者収受額の定期改定

県及び運営権者は、料金等の定期改定に併せて、料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の定期改定」という。）を行う。運営権者収受額の定期改定は、本事業開始日及び各運営権者収受額の定期改定時からそれぞれ 5 年以内に行うものとする。

1) 需要の変動

運営権者収受額の定期改定にあたり県が提示する運営権者収受額の定期改定後の料金期間（以下「次期料金期間」という。）の水量見込が、実施契約締結時に県が

³⁹⁾ 運営権者収受額の提案においては、改築費総額をいう。また、流域下水道事業においては、対象外とする。

⁴⁰⁾ 運営権者が収受する料金等は、月次運営権者収受額を、水量見込及び水量実績の差によって生じる料金等収入の差に基づいて調整した額とする。詳細は、実施契約書（案）に示す。

⁴¹⁾ 流域下水道事業においては、処理水量をいう。

提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合，県及び運営権者は，実施契約に定める算定方法に基づき，次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし，改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は，需要の変動の影響を受ける構成項目（以下「需要変動費」という。）に限ることとし，詳細は，実施契約書（案）に示す。

表 3 需要変動費

構成項目	需要変動費
ア) 人件費	
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	
オ) 保守点検費	
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	
ク) 資産減耗費	
ケ) その他営業費用	
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について，次期料金期間に適用する物価水準が，優先交渉権者選定時に適用する物価水準から変動する場合，県及び運営権者は，実施契約に定める算定方法に基づき，次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし，改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は，物価の変動の影響を受ける構成項目（以下「物価変動費」という。）に限ることとし，詳細は，実施契約書（案）に示す。

表 4 物価変動費

構成項目	物価変動費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	○

構成項目	物価変動費
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は運営権者収受額の定期改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。

4) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～3)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の定期改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の定期改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の定期改定の必要性について、(仮称)経営審査委員会⁴²から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の定期改定を行うことができる。

1.1.15 運営権者収受額の臨時改定

事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合、県及び運営権者は、必要に応じて、直後の運営権者収受額の定期改定までの期間に適用される月次運営権者収受額の改定(以下「運営権者収受額の臨時改定」という。)を行う。臨時改定された月次運営権者収受額は、運営権者収受額の臨時改定時点から、その直後に到来する運営権者収受額の定期改定時までの期間においてのみ適用される。事業環境の著しい変化の概要は、以下に示すものとし、詳細は、実施契約書(案)に示す。

1) 著しい需要の変動

各工業用水道事業における契約水量が変更され、実施契約締結時の契約水量と比較して一定割合(以下「需要割合」という。)を超えて契約水量が変動する場合、当該工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定を行う。

⁴² 外部専門家等から構成される本事業のモニタリングを行う委員会をいう。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用（以下「改定対象費」という。）に限ることとする⁴³。

また、各工業用水道事業の需要割合は、募集要項等公表時までを示す。

表 5 改定対象費

構成項目	改定対象費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	
ウ) 動力費	
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 著しい物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、当月に適用する物価水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する物価水準）と比較して一定割合（以下「物価割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価変動費に限ることとする⁴⁴。

物価に係る指標の定義及び物価割合は、募集要項等公表時までを示す。

3) 著しい動力費の変動

⁴³ 著しく需要が減少した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×(1-需要割合)とする。著しく需要が増加した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×(1+需要割合)とする。さらに、臨時改定後の改定対象費については、水量実績を考慮することなく、臨時改定後の改定対象費に相当する額を運営権者は収受することとする。

⁴⁴ 著しく物価が下落した場合（物価の減少割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1-(x-物価割合)}とする。著しく物価が上昇した場合（物価の増加割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1+(x-物価割合)}とする。

各流域下水道事業において、実施契約に定める動力費に係る指標について、当月に適用する動力費水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する動力費水準（ただし、初回の料金期間については、実施契約締結時に適用する動力費水準）と比較して一定割合（以下「動力費割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、動力費に限ることとする⁴⁵。

動力費に係る指標の定義及び動力費割合は、募集要項等公表時まで示す。

4) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、義務事業及び附帯事業について運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。

5) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～4)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の臨時改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の臨時改定の必要性について、（仮称）経営審査委員会から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の臨時改定を行うことができる。

1.1.16 改築

1) 改築に係る提案

県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。

なお、流域下水道事業に係る改築提案額は、優先交渉権者選定に当たって県が提示する改築費用の上限額を上回らないものとする。

⁴⁵ 著しく動力費が下落した場合（動力費の減少割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 - (x - \text{動力費割合})\}$ とする。著しく動力費が上昇した場合（動力費の増加割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 + (x - \text{動力費割合})\}$ とする。

2) 改築計画書の作成

運営権者は、優先交渉権者選定時に提案した改築提案書の内容を基に、必要に応じて改築実施時期等の調整⁴⁶を行った上で、改築計画書（案）を料金期間ごとに作成する。ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者はその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。

県及び運営権者は改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを改築計画書とする。

運営権者は改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負うことから、県は原則として改築内容の変更を認めない。ただし、事業環境の変化により改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に変更内容及び変更理由を記載し、県が承認⁴⁷した場合に限り変更が認められる。

水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う⁴⁸こととする。

なお、支払方法は実施契約書（案）に示す。

3) 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。ただし、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書とし、運営権者は、運営権の範囲内において、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。

なお、県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合、県が運営権設定対象施設の改築を行うことがある。その場合、運営権者は県に協力⁴⁹するものとする。

4) 改築を行った施設の所有

⁴⁶ 提案にない改築が必要となる場合、運営権者は当初提案した改築の取り止めに県に求めることができる。

⁴⁷ 提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、県は改築内容の変更を承認するものとする。

⁴⁸ 運営権者は、県に対し、当該改築の取り止めに起因する維持管理費用の増加を示す根拠資料を提示することができ、県が承認した場合、県に支払うべき金額から当該増加費用を控除するものとする。

⁴⁹ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

県又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属するものとする。

5) 本事業開始後に県が実施する工事

本事業開始後に、県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、運営権者は、県と協議の上、これに協力⁴⁹するものとする。

1.1.17 運営権者が受領する権利・資産

本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産を、以下の1)～3)に示す。

1) 運営権

1.1.6 - 1)に示す運営権

2) 本事業用地の使用権

公有財産貸付契約による本事業用地及び運営権設定対象施設の使用権

3) 運営権者譲渡対象資産

本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産

1.1.18 県から運営権者への職員の派遣

県は、P F I 法第80条⁵⁰に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。

1.2. 特定事業の選定方法に関する事項

1.2.1 選定基準

県は、義務事業をP F I 法に基づく事業として実施することにより、本事業期間にわたり、県自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をP F I 法第7条⁵¹に基づき、同法第2条第4項⁵²に規定する選定事業とする。

⁵⁰ 第80条 前2条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

⁵¹ 第7条 公共施設等の管理者等は、第5条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

⁵² 第2条第4項 この法律において「選定事業」とは、第7条の規定により選定された特定事業をいう。

1.2.2 選定結果の公表

県は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

県は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、P F I 事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行う。

2.2 事業者選定のスケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

表 6 スケジュール

時期（予定）	内容
<u>令和元年 12 月</u>	<u>実施方針の公表</u>
令和元年 12 月 ～令和 2 年 1 月	実施方針に関する <u>民間事業者向け</u> 説明会 実施方針に関する質問の受付
令和 2 年 3 月	特定事業の選定・公表 募集要項等（募集要項，要求水準書（案），優先交渉権者選定基準，基本協定書（案），実施契約書（案），関連資料集等）の公表 募集要項等に関する説明会 募集要項等に関する質問の受付
令和 2 年 5 月	第一次審査書類の提出期限
令和 2 年 6 月～12 月	競争的対話の実施
令和 2 年 12 月	第二次審査書類の提出期限
令和 3 年 3 月	優先交渉権者の選定
令和 3 年 3 月	基本協定の締結
令和 3 年 6 月又は <u>9 月</u>	県議会に運営権設定を <u>提案</u>
令和 3 年 10 月	厚生労働大臣に運営権設定に関する許可を申請
令和 3 年 10 月	運営権設定
令和 3 年 12 月	実施契約の締結
令和 4 年 1 月	本事業開始

2.3 優先交渉権者の選定手続

2.3.1 委員会による審査

県は、PFI法第11条第1項⁵³に規定する客観的な評価を行うために、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案の審査及び評価等を行う。

委員会の委員は、以下のとおりである。

なお、委員は今後追加される場合がある。

（委員）

増田 聡（委員長） 東北大学大学院経済学研究科教授

今西 肇（副委員長） 東北工業大学名誉教授

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

宮城県総務部長

（臨時委員）

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学研究院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

2.3.2 審査方法

第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。県は、参加資格要件を充足することを確認のうえ、参加資格確認の結果を通知する。申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することができない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。委員会は、優先交渉権者選定

⁵³ 第11条第1項 公共施設等の管理者等は、第7条の特定事業の選定及び第8条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

県は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

2.3.3 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載により、公表する。

2.3.4 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すと共に、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、その旨を県のホームページへの掲載により、公表する。

2.3.5 競争的対話等の実施

県は、参加資格確認の結果通知後、提案審査書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ①現場確認及び資料閲覧（参加資格があるとされた者ごとに複数回を予定）
- ②参加資格があるとされた者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（参加資格があるとされた者ごとに複数回を予定）
- ③県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

2.4 応募者の参加資格要件

2.4.1 応募者の構成

- ① 応募者は、1.1.8に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は

様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（3.7.2 - 2に定める本議決権株式をいう。以下同じ。）すべての割当てを受けるものとする。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない。参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、かつコンソーシアム構成員として追加される者が、2.4.2の全ての要件を満たすとともに、当該コンソーシアム構成員の追加が2.4.1 ④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、コンソーシアム構成員を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した応募企業又はコンソーシアム構成員が、他のコンソーシアム構成員となることは認めない。
- ⑦ 応募企業又はコンソーシアム構成員が2.4.2及び2.4.3の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。

2.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。

- ⑤ 会社法第2条第2号⁵⁴に規定する外国会社に該当しないこと。
- ⑥ 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に基づく資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑦ 県が発注した「平成29年度みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務」を受託した株式会社日本総合研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁵⁵でないこと。
- ⑧ 県が発注した「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務（以下「アドバイザー業務」という。）」受託者及びアドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。アドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。
- 有限責任あずさ監査法人
株式会社 KPMG FAS
KPMG 税理士法人
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
株式会社東京設計事務所
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑩ 本県の知事、副知事、委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は宮城県水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業管理者が役員等となっている法人（主として本県の公共施設等運営権者の業務、本県の指定管理者の業務又は本県の請負の業務を行うこととなるもの限り、本県が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）に該当しない者であること。
- ⑪ 上記⑦から⑩までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

⁵⁴ 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

⁵⁵ 「資金面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

2.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、次に掲げる実績要件を満たす必要がある。

応募企業は、次のいずれも満たすこと。コンソーシアムにあつては、①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。なお、①を満たすコンソーシアム構成員と②を満たすコンソーシアム構成員が同一企業であることは妨げない。

- ① 平成22年度以降、水道事業において、処理能力日量2.5万立法メートル以上の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。
- ② 平成22年度以降、下水道事業において、処理能力日量10万立法メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の維持管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。

2.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業又は代表企業の要件には、参加表明書及び参加資格確認申請書提出の日における資本金の最低金額を定める予定としている。詳細は募集要項で公表する。

2.5 優先交渉権者選定後の手続

2.5.1 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、県は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

2.5.2 S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、特別目的会社（以下「S P C」という。）として、会社法に規定する株式会社を宮城県内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を宮城県外に移転させないものとする。